

愛媛県農業改良資金事務取扱要領

最終改正：令和6年4月30日

第1 趣旨

農業改良資金の貸付けに係る事務については、農業改良資金融通法（昭和31年法律第102号。以下「法」という。）、同法施行令（昭和31年政令第131号。以下「令」という。）、同法施行規則（平成14年農林水産省令第57号。以下「規則」という。）、農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知。以下「資金基本要綱」という。）、農業改良資金制度運用基本要綱（平成14年7月9日付け14経営第1931号農林水産事務次官依命通知。以下「運用基本要綱」という。）及び農業改良資金制度の運用について（平成14年7月9日付け14経営第2044号農林水産省経営局長通知。以下「運用について」という。）に定めるところによるほか、この要領に定めるところにより適正かつ円滑に処理するものとする。

なお、農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成22年法律第23号。以下「改正法」という。）附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる農業改良資金に係る償還金の収納事務について、また、改正法第1条の規定による改正前の農業改良資金助成法（以下「旧法」という。）、愛媛県農業改良資金会計事務取扱規則及び愛媛県農業改良資金貸付規則を廃止する規則（平成22年愛媛県規則第40号。）附則第3項の規定によりなお従前の例によることとされる廃止前の愛媛県農業改良資金貸付規則（以下「旧県規則」という。）の規定により貸し付けられた農業改良資金に係る償還金の収納事務については、旧県規則に定めるところによるほか、この要領に定めるものとする。

第2 貸付資格の認定

1 農業改良措置に関する計画

(1) 農業者及びその組織する団体（以下「農業者等」という。）が作成する計画

農業改良措置に関する計画の内容は、法第6条第2項及び規則で定めるところであり、資金基本要綱第3の1の(1)において定める経営改善資金計画書に含まれるため、当該計画書により、知事が貸付資格の認定を行うものとする。

(2) 認定中小製造事業者等が作成する計画

米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成21年法律第25号。以下「米穀新用途利用促進法」という。）第8条第1項の認定製造事業者等（（株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号。以下「日本公庫法」という。）第2条第3号に規定する中小企業者に限る。）以下「認定中小製造事業者等」という。）が行う認定生産製造連携事業に、同項の規定に基づき農業改良支援措置（米穀新用途利用促進法第4条第2項第3号に規定する農業改良支援措置をいう。以下同じ。）が含まれる場合には、米穀新用途利用促進法第5条第3項の認定生産製造連携事業計画（以下「認定生産製造連携事業計画」という。）及び支援内容書（様式第4－8号）により、知事が貸付資格の認定を行うものとする。

なお、認定中小製造事業者等が事業協同組合等又は促進事業協同組合等である場合に、その構成員が当該農業改良支援措置を行うときは、当該農業改良支援措置を農業改良措置とみなすものとする。

(3) 促進事業者が作成する計画

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「六次産業化法」という。）第6条第3項に規定する認定総合化事業計画（以下「認定総合化事業計画」という。）に従つて六次産業化法第5条第4項第1号に掲げる措置を行う六次産業化法第6条第3項に規定する促進事業者（日本公庫法第2条第3号に規定する中小企業者に限る。）をいう。

以下同じ。)が行う認定総合化事業に、六次産業化法第9条第1項の規定に基づき農業改良措置を支援するための措置が含まれる場合には、認定総合化事業計画及び支援内容書(様式第4-8号)により、知事が貸付資格の認定を行うものとする。

2 認定基準

知事は、農業改良措置の内容が次に定めるいずれかの要件を満たす場合には、農業改良資金(法第2条に規定する農業改良資金(法(米穀新用途利用促進法第8条第1項又は六次産業化法第9条第1項の規定により適用される場合を含む。)の定めるところにより貸し付けられるものに限る。)をいう。以下同じ。)の貸付資格を認定するものとする。

なお、当該認定に当たっては、運用基本要綱別記1「農業改良措置の判断基準(例)」及び運用についての別記1を参照するものとする。

(1) 農業者等に係る基準

ア 新たな農業部門の経営の開始

新規の作物・家畜等を導入し、従来取り扱っていない作目(品種を含む。)区分へ進出する場合であり、作目区分は以下の区分を基本とする。なお、同一区分の農畜産物であっても、露地栽培と施設栽培のように、技術・経営ノウハウが大きく異なるものについては別の区分とすることができる。

米穀、麦類、豆類、雑穀、いも類、野菜(葉茎菜)、野菜(根菜)、野菜(果菜)、花き(切花)、花き(鉢物)、果樹、養蚕、工芸作物、飼料作物、きのこ、乳用牛、肉用牛、豚、鶏、その他の家畜

イ 新たな加工の事業の経営の開始

自ら生産した農畜産物を主原料とした加工の事業を新たに開始する場合及び既に加工の事業に取り組んでいた者が、従来の技術・経営ノウハウで対応できない新しい加工の事業を開始する場合である。

ウ 農畜産物又はその加工品の新たな生産方式の導入

農業者等にとって新たな技術又は取組であって、品質・収量の向上及びコスト・労働力の削減に資するものを導入する場合である。

エ 農畜産物又はその加工品の新たな販売方式の導入

自ら生産した農畜産物又はこれを主原料とする加工品について、従来の技術・経営ノウハウで対応できない新しい販売の方法を導入する場合である。

(2) 認定中小製造事業者等に係る基準

農業経営に必要な施設の設置であり、かつ、新用途米穀(米穀新用途利用促進法第2条第2項に規定する新用途米穀をいう。以下同じ。)の生産の高度化に資するものである以下の要件を満たすこと。

認定中小製造事業者等が認定生産製造連携事業計画に従って事業を行う農業者等に代わって、新用途米穀の低コスト化や高品質化等に資する当該農業者等の行う生産活動に必要な施設(固定資産、流動資産の別を問わないものとし、レーザー式均平作業機、自動種子コーティング機、水稻直播機等の農業機械や、低温保管貯蔵施設、乾燥施設、格納庫等の農業生産に関連するものをいう。)等を導入し、この施設を当該農業者等が利用する場合。

(3) 促進事業者に対する基準

促進事業者に対する貸付けについては、認定総合化事業を行う支援先の農業者等(支援先の団体(六次産業化法第3条第1項の団体をいう。第3の1の(3)において同じ。)の構成員又は出資者(以下「構成員等」という。)である農業者等を含む。以下「支援先の農業者等」という。)が認定総合化事業計画に従って実施する農業改良措置を支援するための措置として、支援先の農業者等の経営改善に対する寄与度が高いと認められる以下の措置に対して行う。

ア 農業経営に必要な施設の設置

促進事業者が支援先の農業者等に代わって、当該支援先の農業者等が行う農畜産物(その生産又は加工に伴い副次的に得られた物品のうち動植物に由来するものを

含む。以下(3)において同じ。)の生産（六次産業化法第3条第3項に規定する生産をいう。以下(3)において同じ。）又はその加工若しくは販売の活動に必要な施設（固定資産、流動資産の別を問わないものとし、周年安定栽培に適したビニルハウス、稻わらの収集、加工用野菜の効率的な収穫等に必要な機械、農畜産物の加工用施設、直売所等の農畜産物の生産又はその加工若しくは販売に関連するものをいう。ただし、施設の改良によるものを除く。）等を導入し、この施設を当該支援先の農業者等が利用する場合。

イ 促進事業者が使用する加工施設の改良、造成又は取得

促進事業者が支援先の農業者等の生産等に係る農畜産物又はその加工品（以下(3)において「農畜産物等」という。）を原料又は材料として相当程度使用することが見込まれることにより、当該支援先の農業者等の農業改良措置を支援するための措置として有効な加工施設の改良、造成又は取得をする場合。

この「相当程度使用することが見込まれること」の具体的な判断基準は、促進事業者において、支援先の農業者等からの農畜産物等のみでは商品の生産等を行うことができない場合にあっては、支援先の農業者等から調達する農畜産物等以外の農畜産物等を他から調達することもできるが、その際には、これらの農畜産物等全体の調達量に占める支援先の農業者等からの当該農畜産物等の調達量の割合はおおむね50%を超えることが見込まれること。

ウ 促進事業者が使用する販売施設の改良、造成又は取得

支援先の農業者等の生産等に係る農畜産物等を相当程度販売することが見込まれる販売施設の改良、造成又は取得をする場合。

この「相当程度販売することが見込まれる」の具体的な判断基準については、イの規定を準用する。この場合において、「商品の生産等」とあるのは、「商品の販売」と読み替えるものとする。

第3 貸付条件

1 貸付対象者

- (1) 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号。以下「バイオ燃料法」という。）第4条第1項の生産製造連携事業計画を作成し、認定を受けた農業者等（同計画に従ってバイオ燃料法第2条第3項第2号イに掲げる措置を実施する場合に限る。）
- (2) 米穀新用途利用促進法第4条第1項の生産製造連携事業計画を作成し、認定を受けた米穀新用途利用促進法第2条第3項に規定する生産者又は同条第6項に規定する促進事業者のうち同項第2号の特定畜産物等の生産の事業を行う者等（同計画に従って米穀新用途利用促進法第2条第7項第2号イ又はハに掲げる措置を実施する場合に限る。）
- (3) 六次産業化法第5条第1項の総合化事業計画を作成し、認定を受けた農業者等（認定を受けた団体の構成員等である農業者等を含む。）
- (4) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）第19条第1項の環境負荷低減事業活動実施計画又は同法第21条第1項の特定環境負荷低減事業活動実施計画を作成し、認定を受けた農業者等（認定を受けた団体の構成員等である農業者を含む。）
- (5) 農商工等連携促進法第4条第2項第2号イに掲げる措置を行う認定中小企業者
- (6) 米穀新用途利用促進法第4条第2項第3号の農業改良措置を行う認定中小製造事業者等
- (7) 六次産業化法第5条第4項第1号に掲げる措置を行う促進事業者
- (8) (5)から(7)のうち、次に掲げる場合については、貸付対象者から除外することとする。
 - ア 金融保険業（統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準

- である日本標準産業分類に掲げる金融業及び保険業をいう。) を営む場合
- イ 融資機関と取引停止中であり、又は初回不渡発生後 6 か月を経過していない場合
- ウ 暴力的不法行為者が申し込んだ場合又は申込みに際し法律上の手続を経ることなく金銭の貸借の媒介を業として行うものが介在する場合
- エ 許認可及び登録等を必要とする業種にもかかわらず、当該許認可及び登録等を受けずに当該業種を営んでいる場合

2 農業改良資金の内容

(1) 農業者等に対して貸し付ける場合

法第 6 条第 1 項の貸付資格の認定を受けた農業改良措置計画に従って農業改良措置を導入するのに必要な次に掲げる資金とする。

- ア 施設の改良、造成又は取得に必要な資金
イ 永年性植物の植栽又は育成に必要な資金
ウ 家畜の購入又は育成に必要な資金

エ 農地（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 43 条第 1 項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第 2 条第 1 項に規定する農地を含まない。以下同じ。）又は採草放牧地の排水改良、土壤改良その他作付条件の整備に必要な資金

オ 農地又は採草放牧地（農地又は採草放牧地とする土地を含む。）について農産物の生産の用に供するための賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、権利金を支払い、又は当該権利の存続期間に対する対価の全額を一時に支払うのに必要な資金

カ 農機具、運搬用機具その他の農業経営の改善を図るのに必要な施設について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対する借賃の全額を一時に支払うのに必要な資金

キ 能率的な農業の技術又は経営方法を習得するための研修を受けるのに必要な資金
ク 品種の転換を行うのに必要な資金

ケ 農畜産物の需要を開拓するための新たな農畜産物の加工品等の調査及び開発並びに通信・情報処理機材の取得に必要な資金

コ 営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるのに必要な資金

サ オからコまでに掲げるもののほか、農業経営の改善によって必要となる農薬費その他の費用（資材費（種苗費、肥料代、燃料費等）、雇用労賃及び機械・施設の修理費をいい、農業改良措置の導入に係る初度的な経費に限る。）に充てるのに必要な資金

(2) 認定中小製造事業者等に対して貸し付ける場合

本要領第 2 の 2 の(3)に定める基準を満たすために必要な資金とする。

(3) 促進事業者に対して貸し付ける場合

本要領第 2 の 2 の(4)に定める基準を満たすために必要な資金とする。

3 融資を行う機関

公庫又は法第 3 条第 1 項第 2 号に規定する融資機関（以下「融資機関」という。）とする。

第 4 貸付資格の申請手続

1 農業者等に係る手続

(1) 農業改良資金の借入れを希望する者（以下「借入希望者」という。）は、窓口機関（公庫又は公庫が貸付業務を委託している金融機関をいう。以下同じ。）に、借入申込希望書兼経営改善資金計画書（資金基本要綱別紙 1）を添付し、農業改良資金貸付資格

認定申請書（様式第4－1号。以下「資格認定申請書」という。）を提出するものとする。

- (2) (1)の資格認定申請書等を受け取った窓口機関は、農業改良資金貸付資格認定申請書の送付について（様式第4－4号。以下「資格認定申請書送付書」という。）を作成し、資格認定申請書等に添付の上、借入希望者の住所地を管轄する地方局に提出するものとする。
- (3) 地方局は、資格認定申請書等の提出があった場合は、次の手続を行うものとする。
 - ア 地方局農業制度資金貸付審査協議会（以下「審査協議会」という。）において、貸付資格の認定審査を行うものとする。
 - イ 審査の結果については、資格認定申請書等の受付から原則として2週間以内に、農業改良資金貸付資格認定審査結果通知書（様式第4－5号。以下「資格認定結果通知書」という。）及び農業改良資金貸付資格認定結果関係機関通知書（様式第4－6号。以下「結果通知連絡票」という。）により、資格認定申請書等を提出した窓口機関に通知とともに、資格認定結果通知書の写しを、農業経済課及び市町に送付するものとする。

ただし、当該期限内に終了することができないやむを得ない理由がある場合には、この限りではない。
- (4) (3)の結果通知連絡票等を受け取った窓口機関は、資格認定結果通知書を借入希望者に送付するものとする。

2 認定中小製造事業者等又は促進事業者に係る手続

- (1) 農業改良資金の借入れを希望する認定中小製造事業者等又は促進事業者（以下「借入希望認定中小製造事業者等」という。）は、窓口機関に、公庫が別に定める様式により借入の申込みを行うもののほか、認定中小製造事業者等においては認定生産製造連携事業計画の写しを、促進事業者においては認定総合化事業計画の写しを添付し、農業改良資金貸付資格認定申請書（特例対象者用）（様式第4－7号。以下「資格認定申請書（特例用）」といふ。）及び支援内容書（様式第4－8号）を提出するものとする。
- (2) (1)の資格認定申請書（特例用）等を受け取った窓口機関は、資格認定申請書送付書を作成し、資格認定申請書（特例用）等に添付の上、借入希望認定中小企業者等の住所地を管轄する地方局に提出するものとする。
- (3) 地方局は、資格認定申請書（特例用）等の提出があった場合は、次の手続を行うものとする。
 - ア 審査協議会において、貸付資格の認定審査を行うものとする。
 - イ 審査の結果については、資格認定申請書（特例用）等の受付から原則として2週間以内に、資格認定結果通知書及び結果通知連絡票により、資格認定申請書（特例用）等を提出した窓口機関に通知とともに、資格認定結果通知書の写しを、農業経済課及び市町に送付するものとする。

ただし、当該期限内に終了することができないやむを得ない理由がある場合には、この限りではない。
- (4) (3)の結果通知連絡票等を受け取った窓口機関は、資格認定結果通知書を借入希望認定中小製造事業者等に送付するものとする。

第5 借受者の指導

農業改良資金制度の目的を達成するため、農業改良資金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）に対し、地方局における技術的、経営的な普及指導、農地保有合理化法人又は農業委員会における経営規模拡大のための農用地の権利移動等に関する指導、融資機関における借受者の経済的状態、投資能力等の把握等、関係各機関がその役割に応じた機能を十分に発揮して本資金の借受者の指導を行うものとする。

附 則

この通知は、中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 44 号）の施行の日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

- 1 この通知は、令和 3 年 4 月 15 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和 4 年 7 月 1 日から適用する。
- 2 改正前の第 3 の 1 の（1）の貸付対象者であって、次に掲げるものが本資金を借り受ける場合は、なお従前の例による。
 - (1) 令和 4 年 6 月 30 日以前に貸付けの決定を行ったもの
 - (2) 令和 4 年 6 月 30 日以前にみどりの食料システム法附則第 2 条の規定による廃止前の持久性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成 11 年法律第 110 号。以下「旧持続農業法」という。）第 4 条第 1 項の認定を受けたもの
 - (3) 令和 4 年 7 月 1 日以降にみどりの食料システム法附則第 3 条第 1 項の規定により旧持続農業法第 4 条第 1 項の認定を受けたもの

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日より適用する。